

京都市長

門川 大作 様

令和5年度京都市予算編成に  
あたっの要望書

地域政党京都党・日本維新の会市議団

令和 4 年 11 月 17 日

京都市長  
門川 大作 様

地域政党京都党・日本維新の会市会議員団  
団長 こうち 大輔

### 令和 5 年度 京都市予算編成に対する要望

去る令和 4 年 8 月 5 日、地域政党京都党市会議員団および日本維新の会京都市会議員団は、ともに新会派「地域政党京都党・日本維新の会市会議員団」を結成致しました。

令和 5 年度予算要望は、新会派結成後初めての予算要望となります。

私たちは、令和 5 年度予算要望を作成するにあたり、「徹底した役所改革による無駄のない持続可能な財政運営の実現」、「子育て世代・現役世代への重点的な投資の実現」、「文化セクターを担う京都と阪神間の都市連携による副首都圏構想」といった思いを基礎に検討を重ねました。

令和 3 年度決算を振り返りますと、特に財政面では、「特別の財源対策」圧縮や、「行財政改革計画」設定以上の公債償還基金残高であったこと、また、同基金からの借入の返済など、当初危惧されていた数年内の公債償還基金の枯渇という事態を延命できたことは結果的に評価できます。

しかしながら一方で、その理由が国からの地方交付税等の臨時的上振れや、予算当初の想定より税収の回復が堅調であったことが大きく、実態は 85 億円の赤字であること、「特別の財源対策」を 89 億円も行い公債償還基金が新たに取り崩されている状況に変わり無く、財政破綻の危機の回避には至らず、延命をしている状態だという自覚を持つ必要があること、また、職員の臨時的給与カットが限定的に留まったことに代表されるように、危機感の薄さについても危惧するところであります。

最後に、来年度予算を編成されるにあたり、令和 4 年 9 月市会を通じて我が会派から指摘致しました、「行財政改革計画」の前提となる財政状況の最新数値の明示、「特別の財源対策」からの脱却時期の明示、市民への財政情報の慎重かつ的確な情報発信、財政調整基金の計画的な積立てなど、京都市財政に関して我が会派が極めて重要視している課題について、真摯に取り組んで頂くことを強く求めて要望と致します。

# 1. 行財政改革のさらなる促進

## 1-1 公務員給与費について

安易な借金や国と地方の押し付け合いは納税者への責任転嫁であり、将来世代への負担先送りである。また、財政再建の遅れからコロナ禍において機動的な財政出動が行えなかったことは痛恨の極みである。財政難の中、他都市平均を上回る給与水準は早々に是正し、総人件費の抑制に努めること。また、公務員給与においては、年齢分布の広い主任級における給与表の上限額引下げを行うことを筆頭に職責毎の給与差を明確にすること。加えて、非管理職においても人事評価に基づいた給与反映を行い、貢献度の高い職員のやる気を削がないよう努めること。また、怠慢・不祥事については分限免職を含め毅然とした対応を行うことなどを盛り込んだ職員基本条例制定を目指すこと。

## 1-2 財政規律条例について

急場しのぎのため常態化する会計間の資金融通や基金の目的外利用などを禁じ、コロナ時のような緊急事態に備えた財政確保の義務化などの独自基準の制定を含む将来世代に負担を先送りしない財政運営を明記した財政規律条例を制定をすること。

## 2. 東京一極集中の是正に向けた副首都構想実現

大阪・関西万博や文化庁の京都への全面的移転を契機とし、歴史・文化・観光都市の枠を超え、市民が培ってきた衣食住や医療など各分野の先端技術を世界に発信し人類の希望を示す真の世界都市を目指すこと。そのために東京一極集中を是正するためにも大阪・兵庫と連携し「副首都構想」をまず検討すること。また、京都の実情とこれからの時代に合った、大都市制度のあり方を具体的に研究すること。

## 3. 大阪・関西万博を契機とした京都のさらなる活性化

「いのち輝く・未来社会のデザイン」をテーマに2025年大阪・関西万博はいまなお世界中でテロ・紛争・貧困・病気・差別に苦しむ人々、また現在コロナ禍で苦しむ人々に、京都が様々な困難に立ち向かい培ってきた歴史・文化力・テクノロジー・医療技術で人類の希望を示す好機である。また開催期間の一過性の効果にとどまらず、この万博を交通網はじめインフラ整備など京都を含む関西全体の持続可能な発展と東京一極集中の打開に繋げるべきである。については、すみやかにオール京都の取り組み体制を構築し、必要な予算措置を講じるとともに、サテライト事業の検討にあたっては、京都駅東部・東南部エリアの開発等の計画との融合を図ること。

## 4. 行政区割りや区役所人員配置の見直し

人口規模に極端に差がある現状を踏まえ、国勢調査の結果等をもとに分区や合区を併せて検討すること。また、その過程において、今回のコロナ禍および、近年相次ぐ災害対応や自治会疲弊への対策は急務であり、区長の任期や当該区在住者配属など職員配置の見直しについては速やかに行い、特色あるまちづくりの実現に資する体制を構築すること。

## 5. 納税義務者の拡大ならびに定住促進について

本市は学生の街でありながら 20～30 代の転出超過が著しい。京都にやってきた学生がそのまま京都で働きたいと思える街づくりはもちろんのこと、今後の京都市の活力を維持するためには納税義務者の割合を他の政令市並みに引き上げることは必須である。そのためには、雇用の創出、子育て政策や住宅政策、交通インフラ整備も含め人口増加に向けて全庁一丸となって取り組むこと。

## 6. 子ども医療費支給制度の拡充

子どもの健全な育成について、より責任を果たすため子ども医療費支給制度のさらなる拡充に全力をあげることに。具体的には、医療費の上限を1ヶ月1医療機関ごとにすることで償還払い制度を廃止し、自己負担に関しては府内の自治体の大半の自治体と同程度の、少なくとも「月200円」を目指すこと。そして将来的には無償化を目指すこと。

## 7. 中学校における全員制給食について

中学校給食において、本市では選択制の中学校給食が導入されているが、全国では全員制給食の導入が進み、政令指定都市ではおおむね全員制給食となる見込みである。これは家庭と社会の環境が変化し、全員制給食へのニーズが高まっている表れと言える。本市においても栄養バランスの取れた温かい全員制給食導入を早期に検討すること。また、導入に当たっては現在の選択制の給食を調理する事業者の施設や既存の小学校の調理室を活用し、また新たな民間事業者への委託も視野に入れ、検討すること。

## < 環 境 政 策 局 >

8. 【改訂】これまでの再生可能エネルギーおよび省エネ対策事業については、費用対効果の検証に基づき整理と拡大を図ること。廃食油燃料化施設についても廃止後の廃食油回収のあり方も含め検討すること。
9. 2050年CO<sub>2</sub>排出正味ゼロを目指して従来の枠にとらわれない意欲的な計画を策定すること。特に市民が誰でも取り組める方法として、CO<sub>2</sub>フリーの電力・燃料の供給に産学官、他自治体連携のもと本市として、積極的な役割を果たすこと。新たに示された2030年度目標である2013年度比排出量46%削減に向けて、全所属・全職員が自分事として捉えるべく全庁横断の執行体制をつくり、取り組むこと。
10. 【改訂】有料化財源の用途については、目的外利用の是非を含めこれまでの事業をよく精査し、とりわけ目標達成時においては市民にこれまでのご協力に対する還元策を検討すること。
11. 焼却灰溶融施設整備事業についてこれ以上の社会的損失を抑えつつ、民間提案を募集する等を含め設備の処分をすること。また、東部山間埋立地やフェニックスを含めた最終処分場の長期的な活用計画を市民に明らかにすること。
12. 家庭ごみ収集業務は直営と民間委託で実施されているが、この二つの方法それぞれの市民評価を含めた分かりやすい事業評価を改めて実施すること。
13. 【改訂】2050年CO<sub>2</sub>排出正味ゼロに向け、民間の新規建築において積極的にZEBが導入されていることから、本市が整備を実施する全ての計画については最先端の環境技術を検討すること。また、近隣の商業施設などとの一体的な検討も行うこと。さらに地下鉄を含む本市電力需要について、本市ゴミ発電からの給電を含め率先実行すべく具体的な計画をまとめること。

14. 【改訂】プラスチックの資源回収の範囲拡大に関する条例改正の内容および目的の市民周知を徹底すること。市内のプラスチック類リサイクルの実態把握のため、スーパーなど事業者の自主的分別リサイクルを含む実態調査を行うこと。
15. ゴミのポイ捨てを抑制する、実行力のある条例の運用、または改正を検討すること。
16. 市民が分別して出しやすい取り組みのさらなる推進を図ること。
  - ・「燃やすごみ」から「分別できない一般ごみ」等への名称変更
  - ・移動式回収のさらなる推進
  - ・ビニール袋へ入れることを認める等雑がみの回収場所への出し方の見直し
17. 【改訂】ごみ減量・リサイクルの具体的な方法を含む学校における環境学習のさらなる推進を図ること。環境学習については、『さすてな京都』に集約し充実させ、さらなる有効活用をすること。
18. 【新規】市民、事業者に下記の事項について“伝わる情報発信”に力点を置いた広報に努めること。
  - ・カーボンニュートラルを含む地球温暖化対策へのご協力
  - ・最終処分場延命のためのごみ量削減
  - ・リサイクル推進に伴うごみ分別

## < 行 財 政 局 >

19. 【改訂】非居住住宅利活用促進税の公正かつ効率的な運用について十分検討を進めるとともに、別荘所有者への固定資産税住宅用地特例の適用除外を併せて検討すること。  
また、交流人口の増加を本市が目指す中、市民と交流人口の税負担のあり方についてさらに幅広い新税議論を進めること。
20. 行政改革・組織改革は聖域なく行うこと。民間で行った方が効率的・効果的なものについては民間活力を活かすこと。  
また、業務の棚卸しと整理・整頓による経費見直しの実行力を高めるために各局だけの検討にとどまらず、第三者が審査する機関を設置すること。  
また、改革実施後の効果検証についても客観的な視点で全庁横断的に行い、市民へ結果を公表すること。
21. 有能な人材の積極的な登用を行うこと。複雑化・高度化した技術社会では、もはや公務員だけでは対応できない業務があるとの認識を持ち、外部人材の公募・登用を進めること。
22. 【改訂】民間経験者の採用枠や現在消極的な民間企業との人事交流を増やし、いま以上に幅広い知見を採り入れ、役所組織の活性化を図り、民間では既に廃れているような慣例があれば無くしていくように努めること。
23. 精神・知的障がい者の新規採用に引き続き全庁で取り組みつつ、採用後の職場環境の抜本的改革を行い、働き続けられる環境を実現すること。そして全市にわたる真の自立支援につながる雇用確保を促すこと。
24. 人事委員会や選挙管理委員会など各種行政委員会について、報酬の日当制を含め委員の選出方法など運営の検討を行うこと。  
また、業務について摘録のインターネット公開を含め、公表を随時実施するなど、透明化を図ること。

25. 本来の職務を離れたヤミ専従や違法な政治活動、また人事介入や規則違反は言語道断であり、市施設の組合利用については、政治的中立性を配慮し検討すること。
26. 行財政改革計画で策定された内容を着実に実施することはもちろん、単年度の一般会計収支不足については特別の財源対策などに頼らず、計画を前倒しして解消を目指すこと。
27. 指定管理者制度の運用状況について、制度の目的通り民間ノウハウを活かした良質なサービス提供と費用低減が達成されているかについて利用者からアンケートをとる等の検証を行うこと。また今後の指定管理者の選定の際には経済性の加点を増やすこと。  
また、市内中小企業等であることの加点については局ごとに異なる現状を見直し、選定の客観的公平性を高めること。  
さらに随意契約について、契約の適否や契約内容の妥当性について厳格なチェックを引き続き行うとともに、業務全体について、行政サービス改革法や市場化テストを活用するなど民営化・民間委託化を加速し、これまで以上にサービス向上とコスト削減に努めること。また、客観的評価を行う第三者機関の設置を行うこと。
28. 【改訂】宿泊税の活用にあたっては、次の用途を重視すること。
- 1) 交通の混雑対策や不便な観光地への交通利便性向上
  - 2) ロームシアター京都、美術館、国際マンガミュージアムなど観光客も対象にした施設の運営費
  - 3) 京の七夕、京都国際マンガアニメフェアなど観光客も対象とした事業費
  - 4) 民有地も含め古都保存法で維持が義務付けられている三山の山並み景観の保全
  - 5) 京都市の独自事業のみならず 2025 年大阪・関西万博をはじめとする他都市と連携した国際的なイベントの誘致活動及び事業費
  - 6) 文化庁と連携した文化発信・創造事業
  - 7) 観光客受け入れのために必要なコロナ対策事業費

29. 市庁舎整備について、建物内の活用方法は業務と財政の効率化、市民の利便性を最優先し、十分に精査を行い、目的外使用は議会の同意を得ること。  
また、幅広く京都の技術・物品提供を募り、その対価として市庁舎内で広告宣伝を行うなど、市内事業者育成の一助とすること。  
さらに、北庁舎の整備については財政状況を鑑み経費低減を改めて検討すること。また、完成した本庁舎については、地下通路を含め市民への解放など積極的に活用を行うこと。
30. 遊休土地や遊休建屋については普通財産も含め貸付や売却など、局内の検討にとどまらず、全庁をあげてさらなる利活用に取り組むこと。  
また、その全ての遊休土地・建屋を分かりやすく公開のこと。
31. 京都市施設の愛称命名権「ネーミングライツ」について、われわれはこれを市民の負担軽減に繋がる優れた手法としつつも市民の財産であることから議決案件にするべきと考え議会による条例改正が行われた。  
これらの趣旨を踏まえ、新たなネーミングライツの活用に至ったことは評価できる。市立芸大移転にかかる整備財源には一部を寄付で賄うとしているが、ネーミングライツの活用も行うなど、大型計画については今後もネーミングライツの活用を図ること。
32. 京都市の借地契約など賃貸借契約については、引き続き点検を行い、市民にとって不利益が生じないよう見直しを図ること。  
また、賃貸借契約一覧を取りまとめ毎年決算に合わせて公開すること。
33. 【改訂】避難所運営に関する責任の所在について、本市が一義的に責任を持つことを明確にお知らせし、地域団体が運営に不安を覚えないようにするとともに、官民の連携体制をさらに密接なものとする事。  
また、プライバシー配慮についても、さらに踏み込んだ対策を検討すること。また、夏場の避難の際に避難者の体調管理のためにも、避難所指定されている学校体育館空調設備整備の検討や、空調設備のある施設の活用を進めること。  
さらに、特に土砂災害については避難対象地域に限定した情報発信手法も検討すること。

34. ハンコレス化に代表される業務の見直しについて、速やかに実施すること。
35. ふるさと納税について、新たに導入された電子感謝券も含め、特に中小企業・自営業者の参加も求めつつ一層の寄付拡大に努めること。  
また、例えば観光協会とも連携し共通拝観券を企画するなど観光客が訪れる寺社へも協力を求めること。

## < 総 合 企 画 局 >

36. 各種審議会について、審議の回数や内容に対して得られる成果が十分なものであるのかをチェックし、引き続き整理見直しを行うこと。
37. マイナンバーを活用した利便性向上・業務効率化をさらに推進すること。また、マイナンバーカードの普及により業務効率化を図るため住民への各種手数料削減などによりマイナンバーカードの利用拡大を図ること。
38. 【改訂】市民しんぶんをはじめとする多種多様な広報紙や広報媒体が存在するが、広報担当の設置を行うなど情報過多に陥らず市民にとって真に必要な情報を届けるため、専門家の登用を含め横断的な広報戦略を立案すること。
  - ・市民しんぶん、区民だよりの統合を検討すること
  - ・SNS 特に LINE の活用を進めること。ワクチン接種券で京都市公式 LINE アカウントを広報すること等で 20 万件を大きく超える登録者数増となったが、さらに各局と連携した登録者数増を目指すこと。また、一歩進んで区民だよりになどへの LINE のセグメント配信を活用すること。
  - ・市民しんぶんの配布方法の時代に即した見直しを検討すること。
39. 市長への手紙は原則全面公開すること。また、パブリックコメントをはじめとする市民意見の募集や意見の活用状況を点検し、公開方法や募集期間、活用の仕組みなど改善を行うこと。
40. 【改訂】京都市広報の戦略として京都出身の著名・有名人の協力関係を推進すること。
  - また、インフルエンサーとの連携も検討すること。

41. 【改訂】デジタル化の推進について、これまでの反省を活かし確実に実施すること。また、単なる業務のデジタル化ではなく、業務見直しのきっかけとし、各局任せにならず全局を横断した視点で業務量の低減・効率化を目指すこと。  
さらに、民間活力を大胆に導入しつつオンライン申請の拡大を基幹システムの標準化と切り分けて進めること。
42. 姉妹都市交流化事業について、これまで以上に積極的に取り組み、教育委員会とも連携し教育現場などにおいてさらなる活用をすること。コロナ禍をきっかけと、交流のあり方についても市民協働のもと継続して検討を行うこと。
43. 大阪・関西万博が具体化している中、万博を地域活性化の起爆剤として各種計画との融合・万博の活用を積極的に行うこと。
44. 北陸新幹線については、国事業ではあるが、危機的な本市財政状況を十分に国へ伝え、市民への負担や環境影響を注視して議会へタイムリーに情報を報告するとともに、建設ありきではなく、慎重な判断を行うこと。
45. ペーパーレス会議システムについて、さらに全庁的な取り組みにつなげること。
46. レジリエンスシティの取り組みについて、SDGS との整合性や業務効率性も考慮しつつ、市民にも理解しやすい人員体制や取り組み手法とすること。

## < 文化市民局 >

47. 超高齢化社会の進展による独居もしくは高齢者のみの世帯が増加している現状を踏まえ、地域の法律専門家と協力のもと、高齢者の日常生活の中でいつでも気軽に相談できる安心消費・安心生活環境の確立を目指すこと。
48. 【改訂】京都マラソンについては市税投入0を目指していくため、名称に企業名をつけるなどありとあらゆる検討を重ねること。  
また、市体育施設についても今後メンテナンス費用の増大も考えられるため、ネーミングライツも含む民間活力や見知も活かしつつ環境充実も図ること。
49. 客引き行為について、指導による再発防止の取組みや、必要に応じた禁止区域の拡大の推進を行うこと。特に学生が違法な行為に及ばないように、実態調査とともに注意喚起の徹底を行うこと。
50. 【改訂】府市連携で観光施策を融合し、DMO・スポーツコミッション間の連携強化を図ること。
51. 【改訂】新型コロナウイルス感染症の影響を受けた文化芸術活動へのさらなる支援の在り方を検討のこと。  
京都市京セラ美術館、ロームシアター京都についてもオンライン配信支援など稼働率向上を図るなど市税投入ゼロの運営を目指すこと。
52. 街中の公的喫煙場所の増設等、路上喫煙と屋内喫煙のスキマ喫煙の対策を検討すること。
53. 【改訂】京都市文化財保存活用地域計画を契機に文化で働き文化で暮らせる持続した環境を目指すこと。  
さらに、文化財修復や保護については Art aid Kyoto の枠組みも周知啓発ししっかりと活用すること
54. 【新規】市政協力委員の市民しんぶん配布等負担軽減に向け役所側での各種団体事業の整理を行うこと。

## < 産 業 観 光 局 >

55. 伝統産業振興策について、府との責任と役割分担を明確にするための一元管理を目指し、真の振興と活性化を推進すること。  
また、他産業との公平性の観点を持って施策を展開すること。
56. 【改訂】関西の各都市がそれぞれの歴史・文化・都市構造などの特徴を活かした取組みを進めること。  
また拠点整備については、関西国際空港内における京都の観光案内所の設置や、大阪湾岸に計画される IR 内への京都コンシェルジュ設置など、ウィズコロナ・アフターコロナでの観光のあり方、観光客数の回復も想定した対策を進めていくこと。
57. 【改訂】ICT の活用により、市内設置柵の 9 割近くでセンサーが設置され、捕獲体制の充実が進んでいるが、市街地への出没が多発するシカ・イノシシの捕獲を着実に実施すること。  
また、有害鳥獣対策と森林環境保全への市民理解を進めるため、捕獲鳥獣のジビエ料理やドッグフード等の活用を検討すること。また、移動式解体処理設備の研究とその導入に対する補助制度の検討やドッグラン整備により有害鳥獣を遠ざけるなど新たな手法の調査検討を行うこと。
58. 【改訂】外国人観光客に対し、「京都観光行動基準（京都観光モラル）」などの、周知策を京都府・京都市の連携及び周辺自治体との広域連携のもと再検討し、住民とのトラブル防止に努めるとともに、関西国際空港や民間旅客運輸事業者との連携も併せて検討すること。
59. これまでの就職氷河期世代への就職支援に加え、コロナ禍で影響を受ける大学生や若者、離職者が市内で就職がしやすい環境の整備に努めること。
60. スタートアップエコシステムにおけるグローバル拠点都市として京阪神地域が選定されたことを受け、京都として大学のまちの強みを活かした施策展開に寄与すること。

61. コロナ禍で経営が苦しい中小企業については支援がまだ行き届いていない分野・業界などに支援がなるべく行き届くよう、実態調査も継続的に行い、施策の検討を行うこと。

## < 保 健 福 祉 局 >

62. 【改訂】生活保護の不正受給根絶に向けた取り組みの徹底をおこなうこと。  
また、市による生活保護受給者の就労支援施策等に加え、プリペイドカードの支給など現物支給に向けた国への要望を実施すること。
63. 【改訂】救護施設については周辺住民との調和を図り、近隣住民の理解促進に真摯に努めること。
64. 敬老乗車証制度は世代間や利用者間で不公平感が依然として残るものであり、その解消のためには不可欠な IC 化に向けた計画の策定を行うこと。
65. 【改訂】動物愛護センターのさらなる充実や「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」の具体的な運用体制を構築すること。  
または生後 1 年未満の犬猫についてはかねてから問題行動等が指摘されており、飼主の飼育放棄の原因の一つといわれている。条例制定や新税等で生後一定期間経過していない生体は取引できにくくすることなど「殺処分ゼロ」に向けた方策として検討すること。  
また、動物愛護施策の周知のために愛護センターへの学校社会見学の受け入れを拡大すること。  
またワクチン接種や避妊や去勢にかかる医療費など、多大な負担を伴う保護活動について、特にのら猫への避妊、去勢手術への補助制度を拡大するなど、愛護家と一体となった取り組みを強化し速やかに「殺処分ゼロ」を達成すること。併せて無責任な飼い方を根絶するためペットショップ店・ブリーダーへの規制を検討すること。  
犬の殺処分の一因となっている桂川河川敷に生息する野犬対策を関係機関とともに再強化すること。
66. 障がい者の歯科医療体制については、令和 2 年度末までに行われた調査結果を踏まえ、早急に改善を検討すること。

67. 飲食店における受動喫煙防止について、飲食店の対応状況把握に引き続き努めるとともに望まない受動喫煙防止の徹底をはかること。  
また、結果的に路上喫煙や法令の対象外の屋外私有地等での受動喫煙が増加しないよう局横断で必要な条例の制定・改正に加え公的な喫煙場所の新設を含め対策を検討すること。  
さらに、市民・観光客の不便が生じないように喫煙・禁煙の店舗情報の広報強化策を講じること。
68. 【改訂】2024 年秋に健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化する方針が政府から発表された。引き続きマイナンバーカードの普及促進に取り組むとともに、マイナンバー及び ICT 技術を活用し、乳児期から高齢に至るまで市民が自らの健康情報や検診の案内、結果を手軽に確認し、活用できる環境づくりを検討すること。  
また、がん検診、特定健康診査の受診率を高める取り組みにつなげる
69. 【改訂】シルバー人材センターについて、北九州市の取り組みを参考に身近な困りごとをお手伝いするワンコインサービスをはじめ、さらなる活用推進策を検討のこと。
70. 【改訂】現在国が定めるジェネリック医薬品の使用割合の目標は、2023 年度末までに全ての都道府県で 80%以上と定めている。現状、京都市において 75%超と進捗しているが、京都府の使用割合は 47 都道府県中 45 位で、京都市もまた同等である。目標達成に向けてさらなる取り組みを図ること。  
また、生活習慣病予防について、医療費の観点からもより一層周知し健康促進とともに医療費適正化の取組みを積極的に図ること。

## < 子ども若者はぐくみ局 >

71. 【改訂】(教育・子若共通) 子育て・教育予算の安易な減額を行わないこと。なお保育料については子育て世帯への影響も含め値上げは行わないこと。  
また、隣接市町村や政令指定都市との政策差を市民目線でしっかりと把握し、その差を埋めるように努めること。
72. 【改訂】 保育園の定員割れ増加への対応のため、定員設定のルールの見直しを来年1月予定しているが、隠れ待機児童の解消に向けた取り組みは引き続き行い、また今後は保育の質の向上にも重点を置くこと。
73. 【改訂】 児童館と小学校との距離と児童・保護者の満足度の関連性を調査し老朽児童館の改築などの際には設置場所について学校内への移設も含め、柔軟に検討を行うとともに、面積基準となる3室以外の面積が大きく異なる現状を把握し京都市ならではの新たな面積基準を検討すること。  
また、児童館未設置学区については、地域のニーズを的確に捉え児童館の新設を含め学童クラブ事業や地域子育て事業の充実・拡充を図ること。
74. 【改訂】 各行政区に一施設を当面の目標とした、病児・病後児保育施設の充実を図ること。  
また、訪問型病児保育モデル事業の実施、直接病児保育への送迎の研究を検討すること。
75. 発達障がい児・者への支援を拡充すること。また、早期発見と相談体制の充実を図ること。
76. 【改訂】 障がい児・医療的ケア児保育支援のさらなる充実を図ること。  
また、障がい者への理解促進のための社会教育実施とハード面だけでなくソフト面でのサポート体制の充実を推進すること。

77. 【改訂】 児童養護施設の退所者が安定した社会生活を続けることができるよう、退所後の進路の継続的な調査を引き続き実施するとともに、退所に向けた施策を充実させること。
78. 【新規】 年齢によって支援に差をつけないケアラー条例の制定の検討ならびにヤングケアラーについては支援の責任の所在を明確にした「ヤングケアラー課」の創設を行うこと。
79. 【新規】 子どもの深刻ないじめや虐待について、子ども食堂設置や SNS の活用など、子どもを取り巻くいじめや虐待など SOS の早期発見につながる拠点・体制整備にさらなる警察との連携も含め、一層取り組むこと。
80. 【新規】 痛ましい虐待等により親をなくした児童は特に家庭的擁護が必要であるが、本市の里親委託はじめ家庭的養護の実施は約 1 割と、全国都道府県および市区町村と比較しても遅れており、とりわけ乳児については原則、家庭的養護とし、今後一層、里親委託はじめファミリーホームの設置に必要な措置や支援を行うこと。  
また、里親やファミリーホームの児童と児童養護施設入所児童の格差が生じさせないように制度の整備を急ぐこと。
81. 【新規】 一時預かり保育の需要が高まっていることから、保育園と同様に小規模保育園の活用も検討すること。

## < 都 市 計 画 局 >

82. 四条通地下通路の活用については絵や写真の展示には留まらず、芸術家たちのパフォーマンス披露の場や、店舗に活用するなど創意工夫により地下通路の賑わい創出を図ること。
83. 【改訂】「歩くまち」京都の推進のため今後も、渡月橋はじめ観光地等で密を避けて人が集まることができるよう歩道スペースなどのさらなる活用を進め、「歩行者天国」実施の拡充や新たな都市空間の創出を検討すること。
84. 【改訂】さらなる高齢化社会を見据え市営住宅の更新計画にあたっては特別養護老人ホーム等への用地転用を検討すること。
85. 【改訂】空き家対策について条例が制定されたが、特に管理不全状態の空き家に対する対応の迅速化と取り組みの拡大を行うこと。  
また、空き家の活用策についてもさらなる推進を行うこと。  
併せて、老朽化が進む分譲マンションの管理支援強化についても推進すること。
86. 風呂等の設備の古い市営住宅については一部土地の売却、賃貸による資金をもとに整理統合する再整備の手法を検討すること。  
また、長期的なビジョンを明示すること。
87. 2050年CO<sub>2</sub>排出量正味ゼロに向け、住宅の省エネルギー化を推進していくこと。
88. 【新規】エリアの特性にあった高さ規制の緩和等、都市計画の見直しが行われたが、運用に当たっては、特に若い世帯が購入できる価格帯の住居の供給を促す取り組みを行うこと。

## < 建設局 >

89. 道路や橋梁、公園などの維持管理にかかる市民の将来負担について明らかにし、長寿命化については、実施計画に沿って着実に執行すること。
90. 【改訂】多発する豪雨災害に備え、国・府と連携し河川整備をより一層進め、安心安全を確保すること。  
また、白川に代表されるように大量の土砂が流下し堆積するケースについて、白川では民間活力の活用の検討が始まったが、さらに一乗寺の小河川等にも検討を広げ、定期的な川床掘削の手法を検討のこと。
91. 雨に強いまちづくりの推進に向けて、住宅地の水路・側溝などの整備強化や公園など公共施設の地下・地上を活用した一時貯留施設の整備を図ること。  
特に宅地化に伴い、用水路の雨水処理能力が足りていない地域の把握をおこない計画的に対策を行うこと。
92. 京都市が進める自転車普及施策のなか、ルールを知らない外国人観光客や子ども達へのより実効性のあるマナー・事故予防対策を引き続き講じること。  
また、自転車保険加入状況の現状把握をするとともに、必要な対策を講じること。
93. 都市公園の管理について、都市公園法等に定められた市と地域住民と専門家の三者による協議会が設置できる体制を速やかに構築させ、公園ごとの特性に合った運営にシフトできるようにすること。  
また、都市計画が決定されたにも関わらず長期にわたり未整備の都市公園について速やかにその整備を行うこと。
94. 【改訂】様々な取り組みもされているところではあるが、梅小路公園を始めとする都市公園において、収益を見込める可能性を最大限検討し、公園単体の収入で公園運営を行うように努力すること。

95. 【改訂】公正で投票しやすい選挙が執行できるように、事務体制及び以前に市内一部の行政区で実施された電子投票の再検証を含めた新たな投票方法の試験導入を目指すこと。

そのためにも、他都市の事例を取り入れるなど常に改革改善を図り、真に投票率向上につながる取り組みを行うこと。初めて投票所に来た目線で、特に障がい者がスムーズに投票できるように投票所内の仕組みを再点検すること。

また、期日前投票所の増設も含めあり方をさらに検討すること。公営選挙の在り方については現行の執行率を考慮しつつ京都市として方法を検討すること。

### < 人 事 委 員 会 >

96. 教育委員会と連携し、市立学校・幼稚園に対する事業場調査結果を反映した現況を、人事行政白書への記載を行いオープンにすること。

## < 消 防 局 >

97. 【改訂】消防団の器具庫などの更新にかかる費用に対して一部補助金を出す現行制度を改め、必要な設備・装備は原則 100%公費支出とすること。

#7119 について、開始以降の運用状況を精査し、広報の強化および運用に努めること。

98. 消防団員の負担の軽減のため、不要不急の出動や訓練を抑制するとともに、日常活動への査閲の採点が団員に過重負担の原因にならないように引き続き適切な運営を行うこと。

また、災害時の消防団出動態勢については、その趣旨を踏まえ文書にて各分団へ明確に通知を行うこと。

99. 京都市消防活動総合センターの運営について、消防学校運営だけでなく防災などにかかる運営全般について予算面での府市の負担のあり方をこれまで以上に協議すること。

また、消防学校設置が義務である京都府へ、消防学校を人員も含めて移管するなど抜本的な見直しも合わせて検討すること。

## < 交 通 局 >

100. 【改訂】経営健全化計画においては、引き続きあらゆる経営改善努力を怠らず、運賃値上げ回避に向け最大限の努力するとともに、経営改革の取組みを市民に対し分かりやすく公表すること。  
また、国に対する要望活動も継続すること。
101. 【改訂】地下鉄・市バスの事業形態について株式会社化や上下分離方式など他都市の先進事例も含め幅広く検討を行うこと。
102. 地下鉄事業における照明・空調・動力全般について環境にやさしい省エネ設備への切換えを早急に実施するとともに、安価な電力への切換え策を検討すること。  
また、市バスを含め環境にやさしい車両への転換をさらに進めること。
103. 割高な地下鉄通学定期運賃を「学生のまち・京都」にふさわしい水準まで引き下げること。
104. ICカードシステムを活用し、市バス一日乗車券・地下鉄一日乗車券相当の一日利用額上限サービスの検討を含め、関東圏に比べて遅れているICカードのメリットや利便性の向上を目指し関西圏の各事業者との協議を行うこと。
105. 洛西地域や横大路地域など、市バスの均一運賃区間の拡大は引き続き検討を進めること。
106. 地下鉄駅ホームにおける転落事故の早期根絶を目指し、経営状況が苦しい中においても、安全とコストのバランスを十分考慮した安全確保の方法について十分検討すること。
107. バス待ち環境の整備について、さらなる充実を進めるとともに広告付バス停上屋にかかる契約については、京都市が掲げた当初目標に向けて今後も事業者設置を求めていくこと。

108. 市バス・地下鉄の運行本数の減便を行うにあたっては、観光客など利用客の増減傾向のほか、民間交通事業者の終電時間の繰上げや運行本数の見直し状況を精緻に分析した上で、その検討を行うこと。
109. 現在の経営状況を鑑みると、より一層の営業外収益を追求しなければならない。「コトチカ」については乗降者数に捉われず、事業者の募集をすること。  
また、駅ナカビジネスや交通広告に加え、これまでになかった新たな営業外収益策の展開を図ること。

## < 上 下 水 道 局 >

110. 【改訂】現計画終了後の先 10 年、令和 4 年度以降の更新箇所の確認も含め、今後も市民生活への影響を抑えられるよう配水管更新につとめること。
111. 【改訂】民間活力を利用しつつ、さらなる未利用エネルギーや未利用資源の活用に取り組むこと。小水力発電については最新の技術、状況を確認し導入できるか改めて検討すること。
112. 上下水道局所管の未利用地については、引き続き民間事業者などからの提案をもとに売却もしくは賃貸者契約によってその活用をできる限り早期に図ること。
113. 府内水道事業との広域化や広域連携化も見据え、まずは人材育成やサービスに関する研修、料金徴収の方法など、共通化できるものから順次共通化を進めていけるよう府や周辺自治体と連携し、具体的な中身のある協議を京都市側から積極的に進めること。

## < 教 育 委 員 会 >

114. 通学路安全対策については、さらなる安全の確保に努め、万全を期すこと。
115. 高校入試における評定の配点比率が高いなか、中学校ごとに評定のつけ方に差が生じないことが求められる。については学習支援プログラムの評定への活用など中学校間での評定の付け方に差が出ない学校横断的な客観的指標の導入を行うこと。
116. 【改訂】学校施設のリニューアルについては、保護者・地域住民の意見にも十分に配慮しながら、過剰な設備とならぬように、本市の財政状況を丁寧に説明しながら進めること。
117. 指定管理者制度の活用も視野に入れた図書館サービスの向上を図ることで、市民満足度をさらに高めること。
118. 【新規】部活動の地域移行については、受け皿となる地域団体等に過度な負担がかからぬよう文化市民局とも連携し、京都のスポーツや文化活動の発展に寄与するよう努めること。  
また、教員が教材研究や生徒指導などの業務に専念できるよう、外部コーチなどの拡大などを図り、働き方改革が実効性のあるものにする事  
こと。
119. 【新規】公立幼稚園 15 園については地域の保育ニーズなどを勘案し統合・整理の方向性を早期に示すこと。時代に合わない 2 年保育は廃止し、3 年保育や 2 歳児のプレ保育の実施や認定こども園化も含め定員割れしている現状を解消するよう策を講じること。
120. 【新規】貧困家庭と学習度に関する調査研究をもとに、学校を用いた塾が実施する講習会、学校における外部（塾）講師の活用や塾代助成などを含めた「校・塾連携」を検討すること。

121. 【新規】GIGA スクールにおいては、民間のシステム、コンテンツを活用し一人一人を伸ばす教育を検討すること。  
また、現在導入されているデジタルドリルについて、特に長期休業時など家庭学習の差を補うツールとして、さらなる活用方法を検討すること。
122. 【新規】学校の定期健康診断について、性別に関わらずプライバシー意識や発達段階への配慮し、今後より一層診断時の着脱衣等に関して生徒・保護者の声を聴きつつ対応すること。
123. 【新規】学校のプール授業について、生徒への効果的な指導、プール施設の維持・改修費、教員の負担軽減などの観点から、今後、生徒・保護者・教員への聴き取り調査を実施しつつ、外部の民間スポーツクラブや公営屋内プールや学校でのインストラクターによる授業への切り替えのモデル実施の検討、学校改修や統合時などにおいて、1校1プール体制の地域ごとに個別の見直しを検討すること。